

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 1 8 日

関係団体等の長 殿

埼玉労働局労働基準部健康安全課長

高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場に関する注意喚起について

労働衛生行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底については、「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」(平成 30 年 9 月 27 日付け基安発 0927 第 1 号。以下、「平成 30 年通知」という。)により指示されたところですが(別添 1)、一部の事業場においては、上記留意事項等が十分に徹底されていないおそれがあり、高純度結晶性シリカの微小粒子の取扱いに伴う健康障害の発生が懸念されているところです。

今般、特別則による規制の対象となっていない物質へのばく露防止対策の強化を主眼とし、「国によるばく露の上限となる基準等の制定」、「危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充」を前提として、事業者が、製造、取扱い等を行う物質の危険性・有害性に関する情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度が導入され、事業者による自律的な取組の重要性が高まっている。このため、本件のように高純度結晶性シリカの微小粒子の取り扱い作業についてのリスクが事業者に漏れなく伝達されるとともに、当該情報に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく対策が適切に実施されることが重要となっています。

これらのことを踏まえ、貴会におかれましては、特に高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱っている可能性のある事業場に対し、平成 30 年通知に基づく措置とともに、下記事項に御留意いただき、じん肺法、粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号)及び埼玉労働局版第 10 次粉じん障害防止総合対策(令

和5年5月30日付け基発0530第2号)に基づく措置が実施されるよう、傘下の会員をはじめ関係事業者に対して注意喚起いただくとともに、その法令遵守等が徹底されるよう御配慮をお願いいたします。

記

1 高純度結晶性シリカを譲渡・提供する者において留意すべき事項

平成30年通知で注意喚起した3のなお書きの通り、高純度結晶性シリカを譲渡・提供する者は、高純度結晶性シリカの安全データシート(SDS)に、高純度結晶性シリカの微小粒子を吸入すると通常よりも極めて短期間で重篤なじん肺を引き起こす恐れがあることを漏れなく記載すること。

2 高純度結晶性シリカを取り扱う事業場において留意すべき事項

(1) 平成30年通知に記載の以下の事項

結晶質シリカはじん肺則及び粉じん則に定める「鉱物等」に該当することから、事業者は取扱状況に応じて局所排気装置の設置等により、十分な粉じんばく露防止措置を講じること(じん肺則別表及び粉じん則別表第一参照。)

粉じん作業を行う場所に近接する場所での作業についても、湿潤化又は発散源の密閉化が十分でないなど粉じんばく露のおそれのある場合には、労働者に十分な防護性能を有する呼吸用保護具を使用させること。

鉱物の破碎装置の整備等、粉じん作業に該当しない場合でも結晶質シリカへのばく露のおそれの高い作業においては、労働者に十分な防護性能を有する呼吸用保護具を使用させる等の粉じんばく露防止対策が必要であること。

特に、高純度結晶性シリカの微小粒子が発じんする作業を行う場合には、吸入性粉じんにばく露しやすいことから、防護係数の高いエアラインマスク、空気呼吸器等の呼吸用保護具を適切に選択すること。その選択に当たっては、個人ばく露測定を行うことも有効であること。

じん肺法第3条に定めるじん肺健康診断を確実に実施すること。

(2) 事業者は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第44条及び第45条に規定する健康診断を行うにあたって、高純度結晶性シリカを取り扱う従業員については、医師に対し、高純度結晶性シリカの微小粒子を吸入すると通常よりも極めて短期間で重篤なじん肺を引き起こす恐れがあるため、じん肺の所見の有無についても確認するよう伝えること。

- (3) 粉じん作業以外の高純度結晶性シリカを取り扱う業務を行わせる事業者は、上記 1 にて SDS に記載された事項を、令和 6 年度から施行される労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項に基づく健康診断の要否、頻度、内容等の判断に当たっての参考とすること。